

麻生美容専門学校 学則

1章 総則

(目的)

第1条 麻生美容専門学校(以下「本校」という。)は、美容師になるのに必要な専門知識を教授し、美容師法に定める美容師国家試験の受験資格を付与すること、美容技術に必要な知識技能を修得させ、社会に有為有能な実践的人物を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、麻生美容専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を、福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目13番16号に置く。

(学校評価)

- 第4条 本校は、その教育における一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価(以下「自己評価」という。)を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本校は、自己評価の結果を踏まえ、本校の関係者等による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。
 - 3 第2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について 必要な事項は、別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(本校の課程、学科、修業年限、及び定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は別表1のとおりとする。

(在学期間)

第6条 在学期間は、在籍する学科の修業年限の2倍を限度とする。

(学年、学期の始終期)

第7条 本校学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

3 校長は、必要に応じて第1項、第2項の期間を変更することができる。

(休業日)

第8条 学校の休業日は次のとおりとする。ただし、第4号から第6号の休業期間の始期及び終期は年度により学年暦に定める。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 学校の年度行事に応じた休業日

(4) 夏期休業

(5) 冬期休業

(6) 春期休業

2 上記、休業日は校長の判断により変更することができる。

第3章 教職員及び会議

(教職員)

第9条 本校に次の教職員を置く。

校長 1名

教員 基幹教員 7名以上

非基幹教員 必要数

事務職員 相当数

校医 1名

2 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

(会議)

第10条 学校の円滑公正な運営を図るため、次の会議を置く。

(1) 学校責任者会議

(2) 学校経営会議

(3) 教務会議

- (4) カリキュラム会議
- (5) 講師会議
- (6) 卒業判定会議
- (7) 入学選抜会議

第4章 教科課程

(教科課程・履修)

第11条 本校の教科課程及び単位数は、別表2のとおりとする。授業は、90分間の連続をもって1時限とし、当該1時限の授業をもって2時間の授業時間の学修をしたものとする。

2 履修に関する事項は、履修規程に別に定める。

(成績評価)

第12条 授業課目の成績評価は、各学期末に行う試験のほか、課目特性等に応じてその他適切な方法により行う。

2 成績評価に関する事項は、成績評価に関する規程に別に定める。

(課程修了の認定)

第13条 課程修了の認定は、本校が定める修業年限以上在学し、指定する課目を含め67単位以上履修した者に対し、校長が行う。

第5章 入学、編入学、転入学、再入学、休学、復学、退学、除籍、及び卒業

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は、学校教育法第90条に規定する者とする。

(入学時期)

第15条 入学の時期は4月とする。

(入学志願手続)

第16条 本校に入学を志願するものは別に定める所定の書類に入学選考料を添えて、校長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第17条 入学者の選抜方法については、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 入学者の選抜に基づき、合格通知を受けた者は、校長の指定する期日までに所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 校長は、前項の入学手続きを完了した者(入学金の免除又は徴収猶予している者を含む。)に入学を許可する。
- 3 入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、学則に定める授業料等を納付し、所定の誓約書に本人及び保護者等1名が署名の上、その他必要な入学書類を添えて、手続きをしなければならない。なお、本校が特別に認める者については、保護者等の署名は不要とする。

(編入学)

第19条 編入学を希望する者には、学科の特性上可能でありかつ欠員のある場合に限り、選考の上これを許可することがある。

- 2 編入学に必要な事項は別に定める。

(転入学)

第20条 転入学を希望する者には、学科の特性上可能な場合に限り、選考の上これを許可することがある。

- 2 転入学に必要な事項は別に定める。

(再入学)

第21条 退学又は在籍可能年限を超えたために除籍となった者が再入学を願い出た場合、選考の上これを許可することがある。

- 2 再入学に必要な事項は別に定める。

(休学)

第22条 病気等の理由により引き続き30日以上修学することができない者は、休学願(病気の場合は診断書添付)を提出し、校長の許可を受け休学することができる。

- 2 休学期間満了までに、所定の手続きを行わなくてはならない。手続きに関する事項は別に定める。
- 3 休学に必要な事項は別に定める。

(復学)

第23条 休学期間満了の場合又は休学の期間中にその理由がなくなった時は校長に願い出て、その許可を得て、復学することができる。

- 2 復学時の学年は、休学許可時の学年とする。
- 3 学則及び学生に関する規程については、復学時の学年の学則及び規程等を適用する。ただし、授業料、施設設備費、教育充実費及び実習費等に関しては、入学時の規定を適用する。
- 4 復学に必要な事項は別に定める。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、所定の書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 退学に必要な事項は別に定める。

(除籍)

第25条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 死亡した者。
 - (2) 行方不明の届出のあった者。
 - (3) 授業料、施設設備費、教育充実費、実習費その他教科書・教材費等の納付金を滞納し、督促を受けてもなお納付しない者。
 - (4) 第6条に定める在学期間が所定の年数を超える者。
 - (5) 休学期間を超えてなお復学しない者。
 - (6) 正当の理由なく、欠席が長期にわたる者。
 - (7) 所定の手続きを指定の期日までに行わなかった者。
 - (8) 退学処分を受けた者。
- 2 除籍に必要な事項は別に定める。

(復籍)

第26条 前条第3号の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、選考の上、これを許可することがある。

- 2 復籍に必要な事項は別に定める。

(卒業)

第27条 本校指定の修業年限以上在学し、第13条の課程修了の認定を受けた者に対し、校長は卒業証書を授与する。

(専門士の称号)

第28条 本学の美容科を修了した者は、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、専門士と称することができる。

第6章 外国人学生

(外国人学生)

第29条 外国人で、本校に入学を志願する者があるときは、特別の選考を経て入学を許可することができる。

- 2 外国人の入学資格、入学志願手続、その他必要な事項は別に定める。
- 3 外国人とは、日本以外の国籍を有する者をいう。ただし、下記の者を除く。
 - (1)日本の法律に基づく法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者。
 - (2)日本において高等学校、これに準ずる学校又は中等教育学校を卒業した者。

第7章 賞罰

(表彰)

第30条 成績優秀にて、他の模範となる者は、表彰することができる。

- 2 表彰に関する規程は別に定める。

(懲戒)

第31条 校長は、本校の規則に違反、又は本校の学生として本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められるときには、学生に対して懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学の3種類とする。
- 3 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1)本校の学則及び諸規程に違反する行為
 - (2)法令に違反する行為(犯罪行為)
 - (3)人権を侵害する行為
 - (4)ハラスメント行為
 - (5)情報倫理・学問倫理に反する行為
 - (6)学生の学習、教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為

- (7)試験等における不正行為
- (8)その他学生の本分に反する行為
- 4 懲戒により退学となった者の再入学は原則認めない。
- 5 その他必要な事項は別途定める。

第8章 入学金、授業料及びその他

(納付金)

第32条 本校の入学金、授業料等は、別表3の通りとする。

- 2 既に納付した授業料、入学選考料、入学金、施設設備費、教育充実費及び実習費は返還しない。ただし、特別な事由があると校長が認めた場合はこの限りではない。

(連帯保証人)

第33条 入学金、授業料、施設設備費、教育充実費及び実習費等の支払いにつき、学生は連帯保証書を提出するものとする。この連帯保証人となることができる者は、支払能力を有する者に限る。なお、本校が特別に認める者については、連帯保証書の提出は不要とする。

(連帯保証人の変更)

第34条 連帯保証人について連帯保証書記載の内容に変更が生じた場合は、所定の書類により、直ちに校長に届け出なければならない。

(退学及び停学の場合の納付金)

第35条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料及び当該年度の施設設備費、教育充実費及び実習費は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の納付金)

第36条 学期の途中で休学した者の当該期分の授業料及び当該年度の施設設備費、教育充実費及び実習費は徴収する。

(復学の場合の納付金)

第37条 復学した者の授業料、施設設備費、教育充実費及び実習費等は、入学時の規定を適用する。

- 2 復学した者は、所定の期日までに授業料、施設設備費、教育充実費及び実習費等を

納入しなければならない。

- 3 学期の中途において復学した者の当該期分の授業料及び当該年度の施設設備費、教育充実費、実習費は徴収する。

(寄宿舎)

第38条 寄宿舎に関する事項は設置時に寮規則を校長が別に定める。

(健康診断)

第39条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。また、校長が必要と認めた場合には、臨時の健康診断を実施することがある。

- 2 学生は、本校が実施する健康診断を受けなければならない。

第9章 科目等履修生及び聴講生

(科目等履修生)

第40条 本校において開設する授業科目に対し、本校の学生以外の者から、特定科目について履修又は聴講の申請がある場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として当該科目の履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生及び聴講生に関する事項は別に定める。

第10章 附帯事業

(附帯事業)

第41条 本校は、附帯事業として以下の課程を置き、修業年限、定員は次のとおりとする。

課程名	修業年限	入学定員	総定員
通信課程	3年	40名	120名

- 2 本課程の学則は麻生美容専門学校(美容科通信教育課程)学則として別に定める。

第11章 雑則

(保護者等)

第42条 第18条第3項に定める保護者等の定義等については、別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成16年2月17日から施行する。

(専門士の称号を授与する条文の新設)

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

(メイク・エステ・ネイル科の新設による条文全面見直し)

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。

(美容科の定員減による)

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。

(卒業認定基準の見直しによる学習評価の変更)

附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

(美容科夜間課程の廃止並びに教育課程・授業時間数の変更)

ただし、専門士の称号を授与する条文については平成22年2月26日

から施行する。

附 則

この学則は平成23年4月1日から施行する。

(メイク・エステ・ネイル科の教育課程・授業時間数の変更)

ただし、22年度以前入学している学生については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は平成27年4月1日から施行する。

(メイク・エステ・ネイル科のビューティースペシャリスト科への学科名変更に伴う条文及び別表

の全面見直し)

ただし、26年度以前入学している学生については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は平成28年4月1日から施行する。

第4条に(自己点検・評価)の条文を追加

第2章を課程、学科、修業年限、定員および休業日に変更

第5条(課程、学科及び修業年限、および定員)の条文を変更

第6条に(在学期間)を変更

第7条に(学年、学期の始終期)を変更

第8条に(休業日)を変更

第3章を教職員および会議に変更

第8条の(学習の評価)の条文を削除

第9条に(教職員)の条文を変更

第10条に(会議)の条文を変更

第4章を教育課程、授業時間数に変更

第11条に(教育課程・授業時間数)の条文を変更

第12条に(成績評価)の条文を変更

第13条に(課程修了の認定)の条文を変更

第5章を入学、転科、転入学、休学、復学、退学、除籍、および卒業に変更

第14条に(入学資格)の条文を変更

第17条に(入学者の選抜)の条文を変更

第18条の(転学)の条文を削除

第21条の(欠席)の条文を削除

第21条に(転科)の条文を追加

第22条に(転入学)の条文を変更

第23条に(休学)の条文を変更

第24条に(復学)の条文を変更

第25条に(退学)の条文を変更

第26条に(除籍)の条文を変更

第27条に(復籍)の条文を追加

第28条に(卒業)の条文を変更

第29条に(称号の授与)の条文を変更

第6章を賞罰に変更

第31条に(懲戒)の条文を変更

第7章を入学金、授業料およびその他に変更

第32条に(納付金)の条文を変更
第33条に(退学および停学の場合の納付金)の条文を追加
第34条に(休学の場合の納付金)の条文を追加
第35条に(復学の場合の納付金)の条文を追加
第36条に(寄宿舍)の条文を追加
第37条に(健康診断)の条文を変更
第8章を附帯事業に変更
ただし、27年度以前入学している学生については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は平成29年4月1日から施行する。
第23条に(休学)の条文を追加
第26条に(除籍)の条文を追加
第29条に(称号の授与)の条文を変更
第31条に(懲戒)の条文を追加
第32条に(納付金)の条文を変更
第33条に(退学および停学の場合の納付金)の条文を変更
第34条に(休学の場合の納付金)の条文を変更
第35条に(停学の場合の納付金)の条文を変更
第39条に(附帯事業)の条文を変更
美容科の定員減による別表1の変更
ただし、28年度以前入学している学生については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は平成30年4月1日から施行する。
第5条(課程、学科、修業年限、および定員)別表 1 を変更
第7条(学年、学期の始終期)の条文を変更
第9条(教職員)の条文を変更
第11条(教育課程・授業時間数)別表2-1、別表2-2、
別表2-3、別表2-4を変更
第21条(転科)の条文を変更
第22条(編入学)の条文を追加
第23条(転入学)の条文を変更
第24条(再入学)の条文を追加
第29条(復籍)の条文を変更
第34条(納付金)の条文を変更、別表3を追加

ただし、29年度以前の入学生は従前の学則を適用する。
尚、第7条においては29年度以前の入学生も適用する。

附 則

この学則は平成31年4月1日から施行する。

第6条(在学期間)の条文を変更

第8条(休業日)の条文を変更

第9条(教職員)の条文を変更

第11条(教育課程・授業時間数)の条文を変更

第13条(課程修了の認定)の条文を変更

第4章については平成30年度以前の入学生は、従前の規定を適用する

ただし第11条第1項 1授業時間は90分とする の規定については

平成30年度以前の入学生においても適用する

第26条(復学)の条文第2項、第3項を追加

第6章 外国人学生を追加

第32条(外国人学生)の条文を追加

第33条(表彰)の条文第2項を追加

第38条(復学の場合の納付金)の条文を変更及び追加

第9章 科目等履修生および聴講生を追加

第41条(科目等履修生)の条文を追加

附 則

この学則は令和2年4月1日より施行する。

ビューティースペシャリスト科の廃止

第1条(目的)の条文を変更

第2条(名称)の条文を変更

第3条(位置)の条文を変更

第4条(学校評価)第2項の条文を変更、第3項の条文を追加

第5条(本校の課程、学科、修業年限、および定員)別表1定員を変更

第11条(教育課程・履修方法)の条文を変更、別表2の変更

(第25条(休学)第6項の条文を削除)

第35条 別表3の変更

第42条(附帯事業)の条文を変更

附 則

この学則は令和3年4月1日より施行する。

ただし、令和2年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

第31条 称号の授与 ビューティースペシャリストの削除、
校名変更に伴う変更公示

称号の授与については、令和3年2月24日より適用する。

第34条 第2項の条文の変更

ただし、上記第34条については全学生に適用する。

第35条 別表3の入学金の変更

附 則

この学則は令和4年4月1日より施行する。

ただし、令和3年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

(第11条(教育課程および授業時間数)別表2の変更)

(第18条(入学手続きおよび入学許可)条文の変更)

(第19条(保証人)条文の削除)

(第20条(保証人の変更)条文の削除)

(第34条(連帯保証人)条文の追加)

(第35条(連帯保証人の変更)条文の追加)

(第11章 雑則 の追加)

(第43条(保護者等)条文の追加)

附 則

この学則は令和5年4月1日より施行する。

(第 7 条(学年、学期の始終期)第3項 条文の変更)

(第11条(教科課程・履修方法)別表2の変更)

附 則

この学則は令和6年4月1日より施行する。

ただし、令和5年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第33条(納付金)第1項 別表3の変更 第2項 条文の変更)

(第36条 (退学および停学の場合の納付金)条文の変更)

(第37条(休学の場合の納付金)条文の変更)

附 則

この学則は令和6年4月1日より施行する。

(第23条(休学)第24条(復学)第25条(退学)第26条(除籍)第27条
(復籍) 条文の変更)

附 則

この学則は令和7年 4 月1日より施行する。

ただし、令和6年度以前の入学生に対しては、第9条を除き、従前の規程を適用する。

(第9条(教職員)の条文を変更)

附 則

この学則は令和8年4月1日より施行する。

ただし、令和7年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第33条(納付金)第1項 別表3を変更)

附 則

この学則は令和8年4月1日より施行する。

ただし、令和7年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

第28条の規定については、令和8年4月1日以後の入学から適用し、施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。

(第1条(目的)第4条(学校評価)第5条(本校の課程、学科、修業年限、及び定員)第10条(会議)第11条(教科課程・履修)第12条(成績評価)第13条(課程修了の認定)第14条(入学資格)第18条(入学手続き及び入学許可)第21条(再入学)第23条(復学)第25条(除籍)第27条(卒業)第28条(専門士の称号)第31条(懲戒)第33条(連帯保証人)第35条(退学及び停学の場合の納付金)第36条(休学の場合の納付金)第37条(復学の場合の納付金)第40条(科目等履修生)の条文を変更)

(第11条(教科課程・履修) 別表2を変更)

(第2章、第3章、第5章、第8章、第9章を変更)

(第19条(転科)を削る)

別表 1

本校の課程、学科および修業年限ならびに定員

課程名	学科名	課程	修業年限	入学定員	総定員	学級数
衛生専門課程	美容科	昼間課程	2年	114人	228人	6学級
合 計				114人	228人	6学級

別表 2

省略

別表3

本校の入学金および授業料等

単位 (円)

課程	学科名	入学金	授業料 (年間)	施設 設備費	教育充実費	実習費
衛生 専門 課程	美容科	150,000	700,000	200,000	150,000	1年次 85,000 2年次 135,000

入学選考料	30,000 (※外国人留学生については20,000)
-------	-----------------------------

※教科書代、教材費、検定料等は実費請求。